

横須賀市議会災害時 B C P（業務継続計画）



平成 29 年（2017 年） 4 月

平成 30 年（2018 年） 12 月一部改訂

令和 2 年（2020 年） 6 月一部改訂

【目次】

1	目的	1
2	本BCPが対象とする災害等の定義	1
3	本BCPにおける用語の定義	1
4	議会の役割	2
5	議員の役割	2
6	市議会議会局の役割	3
7	災害対策会議の組織及び役割	4
8	災害時における議会及び議員の行動	5
9	感染症流行時における議会及び議員の行動	7
10	災害発生時等における連絡体制	8
11	災害時における本BCPに基づく対応（フロー）	10
12	感染症流行時における本BCPに基づく対応（フロー）	11
参考 1	○横須賀市議会災害対策会議運営要綱	12
参考 2	○横須賀市議会災害時BCP用備蓄品リスト	14
参考 3	○配備指令の発令基準等	15

1 目 的

横須賀市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、横須賀市内で大規模災害が発生し、又は感染症の大規模な流行が発生したときは、災害対策本部条例（昭和 38 年横須賀市条例第 33 号）に基づく横須賀市災害対策本部、又は感染拡大防止対策のために特に設置される全庁的対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。

※ B C P : Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 本BCPが対象とする災害等の定義

本BCPは、以下の災害時及び感染症流行時を対象とする。

（1）災害時

市本部配備指令 3 号配備が発令されたとき

（職員の配備については、P. 15 参考 3 配備指令の発令基準等を参照）

（2）感染症流行時

横須賀市内で感染症法に基づく一類感染症、二類感染症及び指定感染症の流行が発生し、前記の全庁的対策本部が設置されたとき

3 本BCPにおける用語の定義

オンライン会議

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法

出典「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和 2 年 4 月 30 日総行第 117 号）

4 議会の役割

(1) 本BCPが対象とする災害又は感染症の流行が発生したとき、横須賀市議会は市民の安全確保、災害復旧又は感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。

また、市本部が迅速かつ適切な災害対応又は感染拡大防止対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況又は感染拡大による市民生活への影響等の情報を整理し市本部に提供する。また、市本部からの情報を議員に提供する。

(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(1)(2)(3)の役割を同会議に一元化して行う。

5 議員の役割

(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。また、自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。

(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況又は感染拡大による市民生活への影響等の情報を提供する。

(3) 市本部からの情報を市民に提供する。

※ 横須賀市議会災害対策会議運営要綱に基づく災害対策会議が設置された時は、上記(2)及び(3)の情報提供は、同会議を介して行う。

6 市議会議会局の役割

市本部が設置された場合、市議会議会局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会議会局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 市議会議会局職員の安否を確認する。
- (3) 正副議長の安否を確認する。
- (4) 本庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。
- (5) 本庁舎 1 号館 9 階、10 階、R 1 階（以下「議会層」という。）の被災状況を確認する。
- (6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。
- (7) 市本部との連絡体制を確保する。
- (8) 災害関係情報を収集・整理する。
- (9) 津波発生時は、避難者に議会層 10 階議場、委員会室を開放する。
- (10) 議会層の被災状況により、会議場所の確保をする。

また、市本部が設置された場合、市議会議会局は、通常業務に優先して速やかに感染症対応業務に当たるものとする。

- (1) 議員（家族含む）及び市議会議会局職員の健康状態（症状、検査結果）を継続的に確認する。
- (2) 災害対策会議を開催することとなった場合、開催準備をし、事務の補佐を行う。
- (3) 市本部との連絡体制を確保する。
- (4) 感染症流行動向その他の関係情報を収集・整理する。
- (5) 議員及び市議会議会局職員に感染者が出た場合、議会層の汚染状況を確認し、会議場所の確保をする。

7 災害対策会議の組織及び役割 (P. 12 参考 1 横須賀市議会災害対策会議運営要綱参照)

災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

災害時にあつては、本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。

感染症流行時にあつて議員の感染者（疑義者含む）が少ない段階では、委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。

多数の議員が感染するなどして上記の方法をもってしても本会議や委員会を開催することが不可能となった場合、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、オンライン会議の方法により開催する災害対策会議に一元化する。その場合、横須賀市議会災害対策会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき議長が招集する。

災害対策会議の所掌事務は、

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 市本部から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。
- (4) 議員等から情報を収集・整理し、市本部に情報の提供を行うこと。
- (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。
- (6) 市本部からの依頼事項に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

8 災害時における議会及び議員の行動

(1) 災害発生時（発災から3日）

ア 本会議、全員協議会及び議員総会が開催中の場合

- ① 議長は、直ちに本会議、全員協議会及び議員総会（以下「本会議等」という。）を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- ② 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- ③ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会が開催中の場合

- ① 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長及び副議長（以下「議長等」という。）に報告する。
- ② 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

ウ 本会議等及び委員会が開かれていないとき並びに議員自身が登庁していない場合

- ① 議員は、災害が発生した場合は、災害対策会議の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- ② 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を市議会議会局に連絡する。
- ③ 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

- ① 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長等に報告する。
- ② 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市（市内視察にあつては帰庁）する。
- ③ 議長等は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市若しくは帰庁を命ずることができる。

オ 議長等の出張

- ① 原則として、前記エと同様の対応とする。
- ② 議長が出張中のときは、帰市若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 災害対策会議の開催

議長は、災害対策会議を招集する。

会議等の情報については、LINE WORKSのトーク等（以下「LINE WORKS」という。）を使用し、全議員に周知する。

（２）応急活動期（４日～１０日程度）

ア 発災時から継続して、市本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに議員へ情報提供をする。

イ 災害対策会議の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

（３）復旧活動期（１１日目以降）

ア 応急活動期から継続して、市本部と連携する。市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。

イ 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

ウ 臨時議会等を開催し、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。

エ 迅速な復旧・復興の実現に向け災害対策会議で、検討・調整した内容について、国、県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。

オ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

9 感染症流行時における議会及び議員の行動

(1) 流行初期

(オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとれば、本会議や委員会を開催することができるとき)

ア 議会

- ① 感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。

また、議会内での集団感染を未然に防ぐ観点から、感染症法上の就業制限を待たず、感染が疑われる者に対する登庁自粛及び自粛解除の基準を国が示す指針等を参考としながら策定し、運用を徹底する。

- ② 市本部の活動が迅速に実施されるよう、議員から提供された感染拡大による市民生活への影響等の情報を整理し市本部に提供する。

また、市本部からの情報を議員に提供する。

- ③ 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

- ④ 感染症拡大防止や経済対策等に必要な予算を速やかに審議する。

イ 議員

- ① 本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会議会局へ連絡する。

- ② 議員本人の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。

- ③ 市本部からの情報を市民に提供する。

(2) 感染拡大期

(オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとってもなお、本会議や委員会を開催することができない程度に市内での感染が拡大し、大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき)

ア 議会

議長が災害対策会議を招集し、本会議や委員会を平常通りに開催できるようになるまでの間、上記(1)アの①②③の機能を一元化して行う。

※ オンライン会議等、他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催できる目途が立った段階で、災害対策会議が本会議や委員会を招集し、災害対策会議は解散する。

イ 議員

- ① 本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会議会局へ連絡する。
- ② 災害対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。

10 災害発生時等における連絡体制

（１）安否確認等

ア 本BCPが対象とする災害又は感染症流行が発生したときは、

① 災害発生時

議員は、LINE WORKSにより自身の安否、居所及び連絡先を送信する。

なお、携帯電話の使用が制限され、もしくは使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用し、

市議会議会局総務調査課

電話 046-822-8460

FAX 046-824-2663 に連絡するものとする。

② 感染症流行時

本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、市議会議会局（046-822-8460）へ連絡する。

イ 災害対策会議からの情報提供（災害発生時・感染症流行時 共通）

災害対策会議からの情報提供については、24 時間体制とし、全議員配付資料としてLINE WORKSにより提供する。

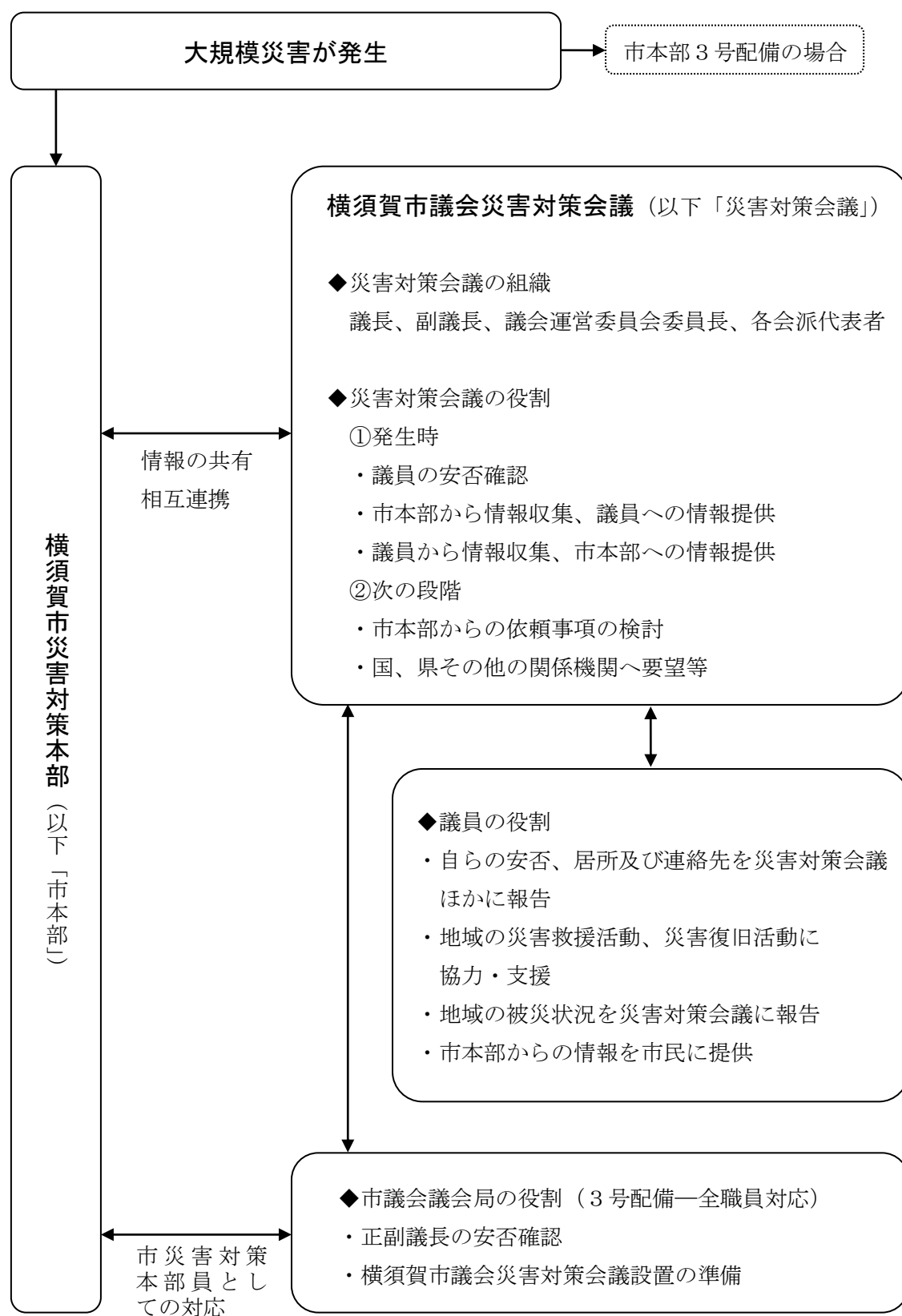
※ 携帯電話だけでなく固定電話・FAXも使えないときは、災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法是次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。

○災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法

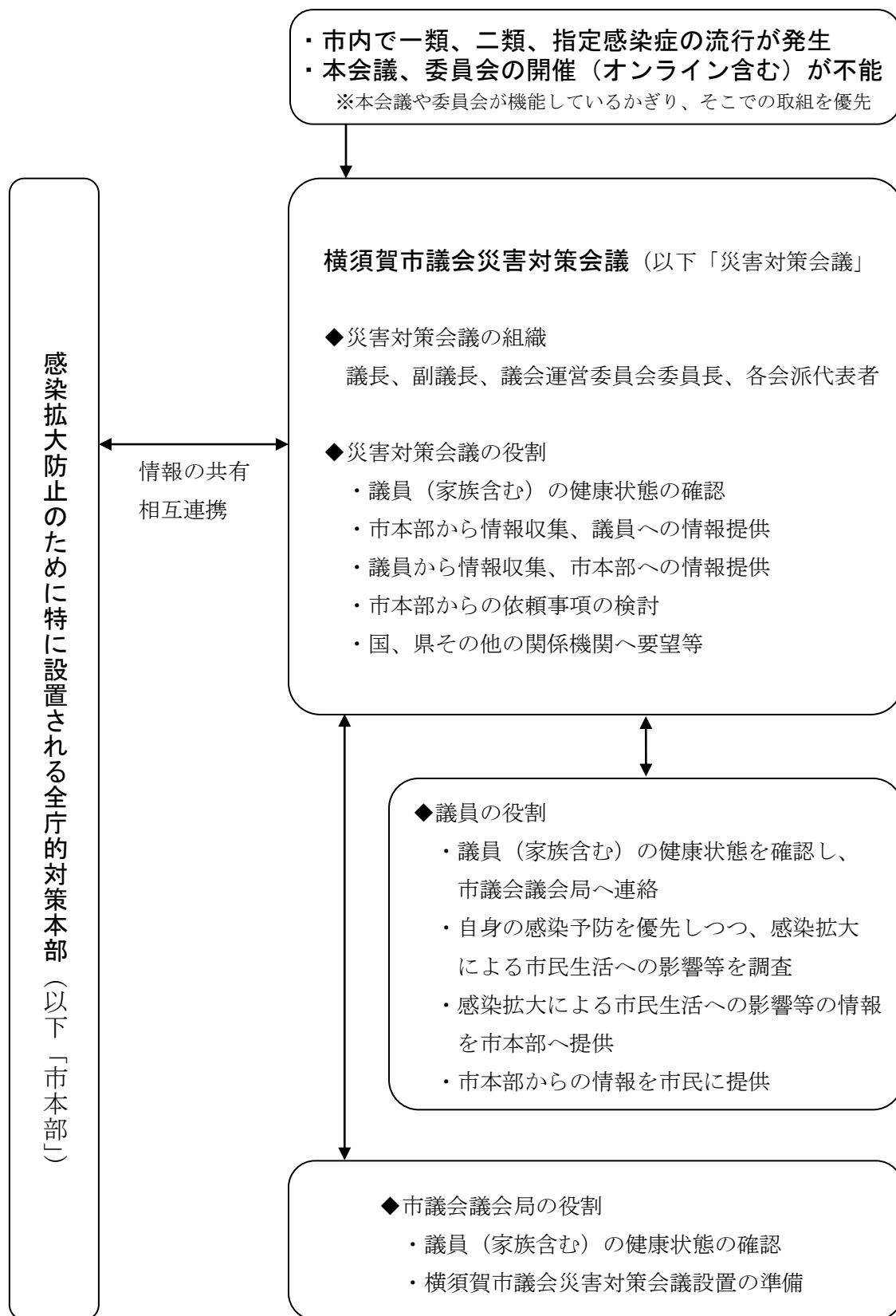
伝言の録音方法	
【電話で録音】 「１７１」をダイヤル ▽ 録音は「１」を入力 ▽ 「×××－××××－××××」 （議会局へ登録した携帯電話番号） を入力[伝言は 30 秒以内] ▽ 「１」を入力 ▽ メッセージを録音 ▽ 「９」で終了	【インターネットで登録】 「web 1 7 1」へアクセス (https://www.web171.jp) ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「×××－××××－××××」 （議会局へ登録した携帯電話番号） を入力 ▽ メッセージを入力 ▽ 伝言の登録

伝言の再生方法	
【電話で確認】 「１７１」をダイヤル ▽ 再生は「２」を入力 ▽ 「×××－××××－××××」 （議会局へ登録した携帯電話番号） を入力 ▽ 「１」で伝言の再生開始 ▽ 繰り返し再生は「８」を入力 次の伝言の再生は「９」を入力 ▽ 再生後のメッセージの録音は「３」 を入力	【インターネットで確認】 「web 1 7 1」へアクセス (https://www.web171.jp) ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「×××－××××－××××」 （議会局へ登録した携帯電話番号） を入力 ▽ 伝言の確認 ▽ 返信の伝言の登録

11 災害時における本BCPに基づく対応（フロー）



12 感染症流行時における本BCPに基づく対応（フロー）



参考 1

○横須賀市議会災害対策会議運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定）第34条の3第1項の規定に基づき設置する横須賀市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 横須賀市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により設営されるものをいう。以下「市本部」という。）から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。
- (4) 議員等から情報を収集し、及び整理し、市本部に情報の提供を行うこと。
- (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等を行うこと。
- (6) 市本部からの依頼事項の実行に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者で組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。また、議会運営委員会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、各会派代表者に事故があるとき又は欠けたときは、当該会派の議員の中から当該代表者を代理するものを選任することができる。

(会議)

第4条 災害対策会議は、市本部から災害対策本部3号配備の配備指令が発せられたとき、議長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

(市本部との連携)

第5条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議の場を設けることができる。

(事務局)

第6条 市議会議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

参考 2

○横須賀市議会災害時BCP用備蓄品リスト

	No.	品 名	数 量	保管場所
食料	1	飲料水	75 リットル (目安 3 日程度)	10 階倉庫
	2	非常食	一式	ミーティングスペース
各種 機材	3	小型ランタン	4 個	10 階倉庫
	4	懐中電灯	2 個	
	5	手回しラジオ	1 個	
	6	充電池	1 組	
	7	やかん	2 個	
	8	LED 照明 (乾電池式)	8 個	ミーティングスペース
	9	ラジオライトバッテリー (乾電池式)	1 個	
	10	アルカリ乾電池	40 本	
	11	簡易トイレ	210 回分	
	12	災害時用ウェット ティッシュ	200 個	
	13	救急セット	10 人分	
	14	ゴミ袋	透明 60 枚、半透明 60 枚	
	15	感染症予防用消耗品 (ゴム手袋、マスク、 消毒用アルコール等)	一式	
	16	アルミブランケット	60 個	
	17	使い捨てカイロ	30 個	
	18	折りたたみ アウトドアベッド	2 個	

参考 3

○配備指令の発令基準等

配備等		基 準	配備部局
部局 配備		大雪注意報又は大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが 発表	各部局で対応
災 害 警 戒 本 部	警 戒 配 備	○本市で震度 5 弱 ○津波注意報 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	警戒配備体制を とる部局 （原則全部局）
		○大雨、洪水、暴風、高潮等により市内で災害が発生／ 発生のおそれ ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表 ○台風接近により災害発生のおそれ ○富士山に対する噴火警報	
		○原子力施設の災害（特定事象未満）、核燃料物質等の 事業所外運搬中の事故発生等	
災 害 対 策 本 部	1 号 配 備	○本市で震度 5 強 ○津波警報	全部局 （1 号配備職員）
		○風水害、火山噴火による被害が多発または継続／ 被害が多発または継続のおそれ ○本市に特別警報（火山噴火を除く）、または神奈川県東部に 「顕著な大雨に関する情報」が発表	
		○モニタリングポストで規定数値検出、原子力艦での 災害通報等	
	2 号 配 備	○本市で震度 6 弱 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ○大津波警報 ○台風、集中豪雨等により市域の複数箇所で甚大な被害が 発生し市域に被害が拡大／被害拡大のおそれ ○災害救助法適用程度の災害発生／発生のおそれ	全部局 （1 号、2 号配備職員）
		○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令、 非常災害対策本部等を設置	
	3 号 配 備	○本市で震度 6 強以上 ○台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、 又は特に甚大な局地的災害が発生／発生のおそれ ○大規模な原子力災害発生／発生のおそれ	職員全員配備

出典：横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編、風水害対策計画編、都市災害対策計画編、原子力災害対策計画編）

———— 横須賀市議会災害時ＢＣＰ（業務継続計画）策定にあたって ————

横須賀市議会災害時ＢＣＰ（業務継続計画）策定の検討において、
包括的パートナーシップ協定第２条第１号の規定により関東学院大学
法学部にご協力をいただきました。
